

モンゴル民法典・試訳 (7)

袁 輪 靖 博*

(目 次)

第1編 総則

第1章 民事法律関係、法令

第1節 一般原則 (第1条～第7条)

第2節 民事法律関係の発生原因、その保護、民事法律関係における権利、義務の実現 (第8条～第13条) (以上53巻1・2号)

第2章 民事法律関係の主体

第3節 人 (第14条～第24条)

第4節 法人

第1款 一般原則 (第25条～第32条)

第2款 法人の種類 (第33条～第38条)

第3章 法律行為

第5節 一般原則 (第39条～第55条) (以上53巻3号)

第6節 無効な法律行為 (第56条～第61条)

第7節 代理 (第62条～第70条)

第4章 民事法上の期間

第8節 期間の確定、計算 (第71条～第73条)

第9節 出訴期間 (第74条～第82条)

第5章 有体または無体の利益に関する権利

第10節 有体または無体の利益 (第83条～第88条) (以上53巻4号)

* 福岡大学法学部教授

第11節 占有（第89条～第98条）

第12節 所有

第1款 一般原則（第99条～第108条）

第2款 所有權の發生、消滅（第109条～第124条）（以上54卷1号）

第3款 家族の財産權（第125条～第133条）

第4款 相隣權（第134条～第141条）

第5款 公共目的の集合住宅の所有權（第142条～第149条）

第6款 權利行使目的による他人の所有權の制限（第150条～第152条）

第13節 担保權

第1款 担保の一般原則（第153条～第160条）

第2款 動産または權利の担保の特則（第161条～第164条）

第3款 不動産の担保／抵当權／（第165条～第181条）

第4款 国家登録（第182条～第185条）（以上54卷2・3号）

第2編 義務

第1章 一般原則

第14節 総則（第186条～第188条）

第15節 契約の法律關係

第1款 一般原則（第189条～第194条）

第2款 契約締結（第195条～第199条）

第3款 契約標準条件（第200条～第202条）

第4款 第三者の利益となる契約（第203条）

第5款 契約の解除（第204条～第205条）

第16節 義務の履行

第1款 一般原則（第206条～第216条）

第2款 金銭支払義務の履行（第217条～第218条）

第17節 義務の履行妨害の条件

第1款 一般原則（第219条～第221条）

第2款 期間徒過から生ずる効果（第222条～第224条）

第3款 双務契約の義務違反（第225条～第227条）

第18節 損害賠償（第228条～第230条）

第19節 義務履行の充足方法（第231条～第235条）

第20節 義務の消滅（第236条～第240条）

第21節 多数当事者の参加する義務（第241条～第242条）（以上54卷4号）

第3編 契約の法律關係

第1章 財産の所有移転に関する契約上の義務

第22節 売買および交換

第1款 一般原則(第243条～第261条)

第2款 信用売買(第262条～第264条)

第3款 財産買戻権付き売買契約(第265条～第268条)

第4款 将来財産売買契約／オプション／(第269条)

第5款 優先買取権(第270条～第273条)

第6款 交換(第274条～第275条)

第23節 贈与(第276条～第280条)

第24節 消費貸借(第281条～第286条)(以上本号)

第3編 契約の法律関係

第1章 財産の所有移転に関する契約上の義務

第22節 売買および交換

第1款 一般原則

第243条 売買契約

243.1. 売買契約により、売主は、物理的に瑕疵がなく権利侵害されていない財産と、それに関する証書を買主の所有に移転し、かつ物を提供する義務を、買主は、合意した価額を売主に支払い、かつ購入した財産を受領する義務をそれぞれ負担する。

243.2. 売主には、買主に対し、売却した財産の目的、通常の性質、保存・利用・運送の条件・手続、保証及び利用可能な期間、製造者に関するすべての事実・情報を与える義務がある。

第 244 条 売買契約の価額

244.1. 価額が売買契約に直接示されていない場合、両当事者が価額を決定する方法について合意するものとする。

第 245 条 財産移転に関する費用の負担

245.1. 契約に別段の定めがないかぎり、財産の移転に関する／計量、詰込み、梱包等／費用については売主が、売主の所在地からの物品の配達、輸送、運送、受領に関する費用については買主が、責任を負う。

245.2. 契約に別段の定めがないかぎり、不動産売買の契約書および必要書類の準備作成、公証役場による公証、国家登録所に対する登録に関する費用については買主が責任を負う。

第 246 条 財産送付についての売主の義務

246.1. 売主が契約にしたがって運送人に財産を移転したものの、その財産に何らかの識別記号またはその他の方法で記録を講じなかった場合、その送付について買主に通知し、詳細な荷物一覧表を送付する義務がある。

246.2. 売主が財産送付義務を負った場合、当該種類の運送における通常条件で適切な場所に財産を配達することを要する契約を締結する義務がある。

246.3. 売主が財産に運送保険を付す義務を負わない場合、買主の請求により、売主は自己の有する保険契約締結に必要なすべての情報を提供する義務を負う。

第 247 条 買主に対する果実および危険の移転

247.1. 契約に別段の定めがないかぎり、買主に対する売却財産の移転によっ

て、当該財産使用の結果取得した利益およびその財産の事故による滅失、損壊の危険は、買主に移転する。

247.2. 売主が売却財産について、買主の請求により契約の定めと異なる場所に届けて引渡した場合、当該財産を運送人または権限を有する者に移転された時点で、果実・危険が買主に移転する。

第 248 条 財産のみなし受領

248.1. 法律に別段の定めがないかぎり、財産を受領する条件については、契約でこれを定める。

248.2. 買主が財産の受領を公証する明確な行為を行なった場合、受領したもののみならず。

第 249 条 契約当事者の義務拒絶

249.1. 契約締結後、契約の一方当事者が負担した義務の大部分を履行することができない客観的状況になった場合、相手方は負担した義務の履行を拒絶することができる。

249.2. 一方当事者が負担した義務の履行につき、法律に定めた義務の履行を充当する方法ですでに充足された場合、相手方は義務を拒絶することができない。

249.3. 売却財産を分割して提供させる場合に、一方当事者が一回目の財産提供義務を履行しないことで、その後の提供を履行しない客観的状況にあるときは、相手方は本法 204.2、219.2 に定める期間を経過した後、契約上の義務を拒絶することができる。

第 250 条 売却財産を占有取得する優先権

250.1. 売主が一つの財産を複数の当事者に売却した場合には、その財産を

最初に占有取得した売主に対して、誰の占有にも移転していない場合には、契約を締結した者に対して、占有移転取得する優先権がある。

第 251 条 売却財産の現状の瑕疵

- 251.1. 契約により定めた数、量、質を有する財産は、現状においては瑕疵がないものとみなす。
- 251.2. 契約に財産の質についての定めがない場合には、契約に定めた目的にしたがって使用することができる財産は、現状につき瑕疵がないものとみなす。
- 251.3. 義務の履行に重大な影響を与えないかぎり、一部分を欠いた財産、または契約に定めたものと異なる物品、少ない物品を移転し、かつ財産の一部に瑕疵があったとしても、その全部に瑕疵があるものとはみなさない。

第 252 条 売却財産の権利の瑕疵

- 252.1. 売却財産につき、第三者が売主に、自己の享受する権利に関する訴えの請求を提起しない場合、権利の瑕疵がない財産とする。
- 252.2. 効力がない権利が財産登録された場合、それは権利の瑕疵とする。

第 253 条 財産の瑕疵についての売主の権利、義務

- 253.1. 売却財産に瑕疵がある場合、売主には、その瑕疵を除去し、財産が種類で定められる財産のときには当該種類と同種の財産または当該時点で買主が請求する他の財産を代わりに与える義務がある。
- 253.2. 本法 253.1 の定めにより、瑕疵の除去に関する／荷積、運送、履行労務に関する賃金、使用材料の価額等／費用については、売主が責任を負う。

253.3. 売主が買主に対し、瑕疵ある財産の代わりに瑕疵のない別の財産を引渡した場合、先に移転した瑕疵ある財産の返還請求権を有する。

第 254 条 財産の瑕疵についての買主の権利、義務

254.1. 買主は、財産の瑕疵を除去させ、または瑕疵のない当該種類の財産に代えさせ、瑕疵を除去するために支出した費用を支払わせ、かつ契約の解除に関する請求権を有する。

254.2. 買主が、保証または訴えを提起する期間内に、本法 254.1. に定める請求をしない場合、当初の価額から瑕疵の除去に必要な金額を減額するよう請求できる。

254.3. 本法 251.3. に定める場合をのぞき、売主が契約に定める数、範囲を下回る財産を提供した場合、買主には、その財産の受領を拒絶する権利がある。

254.4. 買主が本法 254.3. に定める財産を受領した場合、売主は契約価額のうち不足分の割合に応じた財産価額を返還する。

254.5. 売主の移転した財産が契約に定める数、範囲を上回る場合、買主は、その財産を受領し、契約価額の割合に応じて支払うか、または契約に定める範囲を超える部分を売主の費用で返還する。

254.6. 売主が財産の保証期間を定めた場合はその期間内、保証期間を定めない場合は当該財産の所有権を移転取得した後 6 ヶ月以内に、瑕疵が明らかになった場合、買主は本法 254.1. に定める請求のいずれかを行なう権利を有する。

254.7. 財産の保証期間は、売主に危険を移転した時から起算し、かつ保証期間内に瑕疵が明らかになった場合には、買主に危険が移転した時にその瑕疵が存在していたものとみなす。

第 255 条 買主の請求権の消滅

255.1. 買主の請求権は、以下の場合に消滅する：

255.1.1. 財産を受領する時点でその財産の瑕疵を知っていた、または
知ることができた状況において、それを受領した；

255.1.2. 経済的事業活動を行なっている買主が、その経済的事業活動
に關係して財産を譲受した時点で、きわめて速やかに検査する義務を
履行しなかった；

255.1.3. 当該財産の瑕疵が、買主の運送、保存、使用における手順に
違反したこと、または突発のまたは不可抗力の性質を有する非常事態
により生じた。

255.2. 売主が財産を移転する際に、その瑕疵を知っていて隠匿していた場
合、本法 255.1. を適用しない。

第 256 条 財産の瑕疵に関する契約の終了

256.1. 財産の瑕疵に関して、売主、買主のいずれにも、契約を終了させる
権利があり、かつこの場合売主には、買主に対して、被った損害、費
用を適切に支払う義務がある。

256.2. 複数の財産を売却したがその一部に瑕疵がある場合、単に瑕疵ある
部分のみ契約を終了させ、瑕疵ある部分が他の部分と一体として使用
する目的の場合には、契約全部を終了させることができる。

256.3. 主物たる財産に瑕疵がある場合には全部について、従物たる財産に
瑕疵がある場合にはその部分についてのみ、契約を終了させることが
できる。

第 257 条 効力がない責任制限特約

257.1. いかなる瑕疵がある財産を売却した場合であっても、責任を負わず、

また負担する責任を制限する旨を当事者間で合意し、契約に定めることができる。ただし、売主が故意に財産の瑕疵を隠匿した場合、その合意は効力がない。

第 258 条 売却財産の保管義務

- 258.1. 買主が期間内に購入した財産を受領しない場合、売主にはその財産を保管する義務がある。
- 258.2. 買主が財産価額を支払い、必要な費用を適切に支払うまで、売主には、財産を自らの手元に残し、履行を回避し遅延させる権利がある。
- 258.3. 買主が財産を受領したが、権利に基づいて返還する意思を有する場合、それを保管し、すべて完全な状態で保存する義務があるが、買主には、売主が適切な費用を支払うまでの間、その財産を自らの手元に残せる権利がある。
- 258.4. 比較して高額のコストがかかる場合をのぞき、財産保管義務を負う当事者は、相手方の費用で第三者に預けて財産を保管させることができる。

第 259 条 保管財産の売却

- 259.1. 契約に一方当事者が財産の受領を延引し、または保管に関する費用を支払わない場合、財産を保管している当事者は、適切な手続にしたがってそれを売却する権利を有する。その財産を売却する当事者は、7 週間以内に通知する義務がある。
- 259.2. 本法 259.1. の定めにより、財産を売却価額からその保管、保管に関する費用を控除した残金を相手方に支払う。
- 259.3. 本法 258 条に定める保管財産が短期間で悪化し、価値が減少するもので、かつその保管に多額の費用を必要とする場合、保管義務を負う

当事者には、本条に定める手続にしたがいそれを売却する義務がある。

第 260 条 権利、請求、その他の財産の売買

260.1. 義務の目的・内容に反しないかぎり、権利、請求、その他の財産の売買には、財産の売買契約に関する本法の規定を準用する。

260.2. 権利の売主は、その権利の有効性に関する正当な根拠を提出し、権利移転に関する費用について責任を負う。

260.3. 自ら財産を占有取得している権利を売却する場合、売主には、物理的かつ権利につき瑕疵がない状態で当該財産を買主に移転する義務がある。

第 261 条 契約当事者の義務違反により生ずる損害賠償

261.1. 売買契約の一方当事者が契約によって負った義務に違反したことから相手方に与えた損害については、損害賠償の一般手続にしたがって賠償する。

第 2 款 信用売買

第 262 条 信用売買契約

262.1. 信用売買契約により、売主は、買主の価額支払い前に財産を移転する義務、買主は、契約の定めにしたがい定められた時期に価額を分割してもしくは全部を、または定められた時期を通じて価額を分割して支払う義務をそれぞれ負担する。

第 263 条 信用売買契約の方式

263.1. 信用売買契約は書面で行なう。

263.2. 契約には、以下の条件を定めるものとする：

- 263.2.1. 現金支払額；
- 263.2.2. 分割支払額、支払期間；
- 263.2.3. 支払うべき利息の範囲；
- 263.2.4. 価額、または価額を定める手続。

263.3. 売主には、買主に対し、契約書または関連証書を提供する義務がある。

263.4. 本条に定める手続に違反する契約を締結した場合、本法 196.1.1. の定める契約を締結したものとみなし、かつこの場合、買主は利息を支払わず、財産の価額のみを支払う。支払は契約に定める期間内に履行する。

第 264 条 売主の契約解除

264.1. 買主が信用売買契約により負担した義務を履行せず、かつ適切に履行しなかった場合、売主は契約解除権を有する。

264.2. 本法 264.1. に定める場合、売主には、被った損害、費用を買主に請求する権利がある。

第 3 款 財産買戻権付き売買契約

第 265 条 財産買戻における売主の権利

265.1. 売買契約に定めた場合、売主が売却財産を買主から買戻す権利を有し、売主がこの権利をその意思にしたがって行使する。

第 266 条 契約の価額

266.1. 契約に別段の定めがないかぎり、当該財産は当初の売却価格で買戻すものとする。

266.2. 財産を修繕した結果として価値が増加した場合、買戻しをする当事

者は増加した価値を超えない限度で費用請求権を有する。

第 267 条 財産を売戻す当事者の負担する義務

- 267.1. 財産を売戻す当事者は、それに従たる物と一緒に買主に引渡す義務を負う。
- 267.2. 売主が本法 265 条に定めた権利を行使する前に、財産を売戻す者がそれを損壊し、費消して、他の財産をもってあてた場合、それにより生じた損害を自己の責任で賠償する義務を負う。
- 267.3. 売主が本法 265 条に定めた権利を行使する前に、財産を売戻す当事者は、それを第三者の所有に移転することはできない。この規定に違反した法律行為の効力はない。

第 268 条 買戻権の行使期間

- 268.1. 財産買戻権行使期間については、当事者で合意することができるが、その期間は 5 年を超えないものとする。

第 4 款 将来財産売買契約／オプション／

第 269 条 将来財産売買契約

- 269.1. 一定の時期の経過または一定の事実の発生に基づいて、何らかの物を売却または購入する旨を契約当事者が合意し、また買主がその意思で一定の財産を取得できる権利を付与する契約を締結することができる。
- 269.2. 本法 269.1. に定める契約において、売買契約については、本法に関する規定を準用する

第5款 優先買取権

第270条 優先買取権の行使

- 270.1. 売主が当該財産を第三者に売却する場合、その財産を他の者に優先して優先買取権を有する者に、通知する義務がある。
- 270.2. 売主が当該財産を優先買取権を有する者に対して権利行使期間を定めたが、その期間内に優先権を有する者が権利行使しない場合、売主は第三者との間で売買契約を締結することができる。
- 270.3. 売主が270.1.に定める義務を履行しない場合、買取優先権を有する者は、売主が第三者に申出た条件で売買契約を締結するよう請求する権利を有する。

第271条 売主と第三者の間で締結される効力のない法律行為

- 271.1. 優先買取権を行使させなかったり、またはその権利行使する場合には、優先権を有する者と締結した契約を解除したときは、売主が第三者との間で締結した法律行為は効力がない。

第272条 第三者の負う追加義務

- 272.1. 第三者が売主と締結した契約にしたがって何らかの労務の実施または義務を追加して負う場合、優先買取権を有する者は、その労務または追加された義務の価額を支払う。
- 272.2. 追加された労務または義務を金銭で示すことができない場合、優先買取権を行使できない。
- 272.3. 優先買取権を行使させない目的で第三者に追加された義務を負わせることにより、売主と締結した法律行為は効力がない。

第 273 条 優先買取権の譲渡禁止

273.1. 法律または契約に別段の定めがないかぎり、優先買取権を他人に譲渡することはできない。

第 6 款 交換

第 274 条 交換契約

274.1. 交換契約により、両当事者は一定の財産につき、相互の所有に移転する義務を負う。

274.2. 交換契約により、両当事者は、交換した財産については売主、交換して受領する財産については買主となる。

274.3. 交換契約に対し、売買契約に関する本法の関係規定を準用する。

274.4. 国の所有する金銭、有価証券で交換する手続は法律でこれを定める。

第 275 条 交換価値のみなし不均衡

275.1. 交換契約により、相互に交換する財産同士の価額が均衡していない場合、価額において不均衡な金額とみなすことができる。

第 23 節 贈与

第 276 条 贈与契約

276.1. 贈与契約により、贈与者は、受贈者の承諾により、無償で一定の財産をその所有に移転させる。

276.2. 財産の移転により、贈与契約が締結したものとみなす。

276.3. 法律により定められた方式で契約を行なうことにより所有権が発生する財産については、当該方式により、贈与契約を行なうものとする。

- 276.4. 一定の財産を贈与することを確約した旨、公証役場で公証を受けた場合には、それにより義務が発生する。
- 276.5. 特別目的による寄付の手續により、一定の財産を贈与することができる。
- 276.6. 寄付の受贈者は、寄付財産を、その目的にしたがって占有、使用、処分するものとし、その義務を履行しないまたは適切な履行をしない場合、贈与者は寄付財産をその目的にしたがって占有、使用、処分すよう請求する権利を有する。

第 277 条 贈与者の権利の制限

- 277.1. 贈与者には、自ら扶養する者の生活にとくに必要な財産について、他人に贈与する権利はない。

第 278 条 贈与者の負う責任

- 278.1. 贈与者には、贈与財産の瑕疵を故意に隠匿したために受贈者が被った損害を賠償する義務がある。

第 279 条 特別目的の贈与

- 279.1. 何らかの条件を充足する、または一定の目的を達成することを条件とする贈与契約は、当事者の合意があれば有効とすることができる。
- 279.2. 本法 279.1. に定める条件または目的については、他人または公共いづれかの利益を目的とすることができる。この場合、贈与者または利害関係人は、その条件、目的の履行を請求する権利を有する。
- 279.3. 贈与を受ける権利を有する者が契約に定める条件または目的を履行しない場合、贈与者または利害関係人は契約を解除することができる。
- 279.4. 特別目的を付して成立した贈与契約は書面で行なうものとする。

第 280 条 贈与契約の無効

280.1. 贈与者、その相続人は、以下の場合に、贈与の無効を受贈者に請求する権利を有する：

280.1.1. 受贈者が贈与者に危害を加える重大な行為を行った；

280.1.2. 受贈者が故意に、贈与者またはその親族の生命・健康を侵害しまたは侵害しようとした。

280.2. 贈与契約は無効となった場合、贈与物については、贈与者またはその相続人に返還する。

280.3. 贈与の無効を主張する権利が発生した後 1 年が経過した場合、贈与は無効とすることはできない。

第 24 節 消費貸借

第 281 条 消費貸借契約

281.1. 消費貸借契約により、貸主は、金銭または種類、性質により定められるその他財産を借主の所有に移転する義務を、借主は、移転取得した財産と同じ種類、数、性質、量の財産または金銭を合意した期間内に返還する義務をそれぞれ負担する。

第 282 条 消費貸借契約の利息

282.1. 消費貸借契約においては、両当事者が合意して利息を定めることができる。

282.2. 利息の額が借主の権利、法律上正当な利益を明らかに侵害している場合、借主の請求により、裁判所は消費貸借の利息を減額することができる。

- 282.3. 利息を定めた場合、消費貸借契約は書面で行なうものとする。この要件を充足しない場合、利息を得る権利は喪失する。
- 282.4. 借主が金銭または財産を移転取得したことにより、消費貸借契約は締結したものとみなす。

第 283 条 消費貸借契約の期間

- 283.1. 消費貸借契約において貸借物の返還期間を定めなかった場合には、貸主の請求により返還するものとし、借主はその請求後1ヶ月以内に履行する義務を負う。
- 283.2. 消費貸借において利息を定めなかった場合には、借主は期間到来前に貸借物を返還することができる。
- 283.3. 消費貸借契約において利息を定めた場合、当事者が事前に合意しており、かつ貸主が承諾した場合、期間到来前に利息とともに貸借物の返還をすることができる。
- 283.4. 契約に別段の定めがないかぎり、消費貸借の利息を年払いとする。

第 284 条 消費貸借の即時請求

- 284.1. 借主の財産状態が悪化して貸借物を返還できない状況になった場合、貸主は貸借物を即時に返還請求する権利を有する。
- 284.2. 消費貸借契約締結以前に本法 284.1. に定める状況が生じており、借主が契約後にこのことについて知った場合、貸借物を即時に返還請求できる権利が生ずる。

第 285 条 消費貸借の拒絶

- 285.1. 貸借物を取得する者の財産状態が悪化したため、貸借物を返還できない状況が生じる場合、貸借物の提供を確約した者は貸借物の提供を

拒絶する権利を有する。

第 286 条 担保貸付手続による消費貸借

- 286.1. 担保貸付部は、消費貸借契約の義務を充足させるよう、借主に、不動産担保供与を請求する権利を有する。
- 286.2. 担保貸付部から取得する消費貸借の利息については、両当事者の合意で定める。
- 286.3. 貸主が貸付けた元本およびその利息を期間内に返済しない場合、担保貸付部が担保財産を転売する方法で義務を充足させ、当該借主に速やかに書面で通知する。この通知後 10 日以内に借主が義務を履行しない場合、担保物を仲介または公告売買による転売価格の合計から義務を充足し、その残金を返還する。
- 286.4. 担保貸付部は、契約の期間内、担保物を完全な状態に維持する義務を負う。ただし、その物を所有したり、または他の形態で処分する権利はない。
- 286.5. 担保貸付部による消費貸借契約は書面で行なう。
- 286.6. 担保貸付部による消費貸借には、本法 157.1.3、157.2.1、157.2.2、157.3、159.2、159.5. の規定を準用する。

(続く)